

# MTEP支援サービス内容の変更について



2021年4月1日より、MTEP支援サービスの利用範囲を下記の通りといたします。

## MTEP支援サービスの利用範囲

		MTEP圏内の中小企業	それ以外の企業
無料	MTEP専門相談員との技術相談※	○	×
有料	MTEP専門相談員による実地技術支援	○ 都内から日帰り可能な範囲	×
有料	MTEPセミナー	○	○ 申込状況によっては 中小企業を優先
無料	規格閲覧サービス	○	○
無料	海外規格テキストの配布	○	○

※2021年5月1日以降に設定する相談から適用開始

## 都産技研における中小企業の適用範囲

中小企業	
製造業・その他	資本金3億円以下または従業員300人以下の会社、個人事業者
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下の会社、個人事業者
サービス業	資本金5千万円以下または従業員100人以下の会社、個人事業者
小売業	資本金5千万円以下または従業員50人以下の会社、個人事業者
中小企業団体	中小企業など協同組合法および中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された法人あるいは団体、中小企業からなる団体、商工会、商工会議所など
当センター理事長が認めた場合	公益財団法人または公益社団法人、業務提携事業など
一般企業	
中小企業基本法第2条に定める中小企業以外の企業	
一般財団法人、一般社団法人、NPO法人	
国・都道府県・区市町村の自治体、独立行政法人、大学・専門学校、個人など	